

参 考 資 料

参考資料 1 住宅に関する補助・助成制度について

ここに記載する補助・助成制度は、令和 6（2024）年 5 月時点の内容であり、今後内容が変更することがあります。

（1）補助・助成制度

名 称	耐震診断補助
概 要	・市内に存する住宅及び建築物の所有者に対して耐震診断を実施する場合に、その経費の一部を補助 ・木造住宅の耐震診断と診断結果に基づく耐震改修設計を一連で行う「セット型耐震診断」がある
対 象 建築物	・昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築基準法第 6 条第 1 項の規定による建築確認を受けて建築されたもの ・現に居住・使用している、またはこれから居住・使用しようとしている住宅、または現に使用している耐促法第 14 条に規定する特定既存耐震不適格建築物
対象者	・補助対象建築物の所有者（区分所有建築物にあつては、建物の区分所有に関する法律第 3 条に規定する団体）または、居住者 ・セット型耐震診断については、補助金の交付申請時の直近における年間の課税所得金額が 507 万円未満の者
内 容	○木造住宅（一戸建て、長屋で住宅、併用住宅及び共同住宅） ・耐震診断費用の額から 5,000 円を除いた額（ただし、1 棟当たり 50,000 円もしくは、1,100 円／㎡のどちらか低い方を限度とする） ・セット型耐震診断は上記に耐震改修設計に要する費用の 7 割を加えた額（ただし、1 棟当たり 10 万円を限度とする） ○非木造住宅（プレハブ、鉄筋コンクリート造のマンション等） ・耐震診断費用の 1/2 で、一戸当たり 25,000 円が限度 ○学校、保育所、病院などは耐震診断費用の 1/2 で 100 万円が限度
担当部署	・建設部建築課

名 称	耐震改修・耐震シェルター設置・除却補助
概 要	・市内に存する木造住宅の耐震改修や耐震シェルター設置、除却工事を行う所有者に対してその経費の一部を補助
対 象 建築物	・昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築基準法第 6 条第 1 項の規定による建築確認を受けて建築された木造住宅 ・現に居住している、またはこれから居住しようとしている住宅 ・耐震診断の結果、総合評価における上部構造評点が数値 1.0 未満のもの ・除却工事にあつては、現に居住・使用している、またはこれから居住・使用しようとしている住宅
対象者	・補助対象建築物を所有する個人 ・年間の課税所得金額が 507 万円未満

	・除却工事については、資産の額が 1,000 万円以下の者
内 容	・耐震改修計画作成に要する費用（耐震シェルターを除く）：10 万円を上限に設計費用の 7 割 ・耐震改修工事費用：費用の 10 割（上限 70 万円（所得により 90 万円）） ・除却工事費用：費用の 10 割（上限 40 万円（長屋と共同住宅は別条件あり））
担当部署	・建設部建築課

名 称	地域生活支援事業（住宅改修費給付）
概 要	・障害者等の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴う住宅改修を行う場合に、改修費用を給付
対 象	○対象となる改修内容 ・手すりの取付け、床段差の解消、引き戸等への扉の取替え 等 ○助成対象 ・下肢若しくは体幹に係る障害、若しくは乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）を有し、身体障害者手帳にその障害程度が 1 級、2 級、若しくは 3 級と記載されている障害者等（特殊便器への取り換えについては条件あり）
内 容	・限度額 20 万円
担当部署	・保健福祉部障害福祉課

名 称	重度身体障害者等住宅改造費助成制度
概 要	・重度身体障害者等が住み慣れた地域で自立し、安心して健やかな生活が送れるように住宅を改造するため必要な費用を助成
対 象	○対象となる改修内容 対象者が居住する住宅の玄関、居室、便所、浴室、台所、廊下、階段等の改造工事や日常生活用具の据付け工事 等 ○助成対象 ・身体障害者手帳 1 級・2 級、体幹・下肢機能障害 3 級所持者 ・療育手帳 A 所持者（ほか、市長が特に必要と認める者）
内 容	・介護保険による住宅改修費の支給額と合算して 100 万円を限度 ・介護保険の支給額以外の部分については、生活を支えている者の所得に応じて助成額が異なる
担当部署	・保健福祉部障害福祉課

名 称	高齢者世帯民間賃貸住宅家賃助成制度
概 要	・民間賃貸住宅に居住する高齢者に対して、家賃の一部を助成
対 象	・65 歳以上のひとり暮らしまたは 65 歳以上の者を含み 60 歳以上の者のみで構成されている世帯（収入制限あり） ・民間のアパートまたは借家に居住し、家賃が月額 5 万円以下

内 容	・ 1 か月につき家賃の月額の 3 分の 1 で 1 万円を限度に助成（市民税非課税世帯は 1.1 万円）
担当部署	・ 保健福祉部高齢介護課

名 称	三世代ファミリー住まいるサポート制度
概 要	・ 離れて暮らす親世帯と子世帯が、摂津市内で新たに同居または近居するために必要な費用の一部を補助 ・ 『三世代ファミリー住まいるサポート制度』には以下の 3 つの補助金があり、併用は不可 ○住宅取得補助金 ○住宅リフォーム補助金 ○転居補助金
対象者	・ 子世帯^{※1} または親等^{※2} が市外から市内に転入し、市内で新たに同居・近居するために、住宅^{※3}の取得やリフォーム、転居をされた世帯 ・ 市内で近居している子世帯及び親等が市内で新たに同居するために、住宅の取得やリフォーム、転居をされた世帯 ※1 子世帯とは、次の世帯をいう ・ 子育て世帯：中学生修了までの子どもがいる世帯（出産予定も可） ・ 若年夫婦世帯：いずれもが 45 歳未満である夫婦世帯 ※2 親等とは、子世帯の父母（継父母含む）または祖父母 ※3 新築、中古、一戸建て、マンション等共同住宅のいずれも対象
内 容	○住宅取得補助金 ・ 住宅取得に要した経費の 10 分の 1 まで（上限 40 万円） ○住宅リフォーム補助金 ・ 住宅リフォームに要した経費の 2 分の 1 まで（上限 25 万円） ○転居補助金 ・ 転居に要した経費の 10 分の 10（上限 5 万円）
担当部署	建設部建築課

名 称	大阪府新婚・子育て世帯向け家賃減額補助事業
概 要	・ 大阪府が認定した特定優良賃貸住宅において、認定を受けた事業者が、新婚世帯及び子育て世帯に対して家賃を減額する場合に、その減額に要する費用を補助する ・ 直接入居者に交付するものではなく、家賃の減額を行う認定事業者に対して交付する

対象者	<補助対象となる入居者> ・新婚世帯：申込日時点で、婚姻1年以内で、かつ、夫婦の年齢がともに50歳未満の世帯 ・子育て世帯：申込日時点で、小学校卒業前の子どもを扶養している世帯								
内 容	・家賃の減額に係る補助金の交付期間：入居日から起算して6年間（ただし、入居する特定優良賃貸住宅の管理期間内に限る） ・家賃の減額に係る補助金額は、入居者の月額所得に応じて定める <table> <tr> <td><入居者（世帯）の月額所得></td><td><補助額（月額）></td></tr> <tr> <td>268,000 円以下</td><td>20,000 円</td></tr> <tr> <td>268,000 円を超え 322,000 円以下</td><td>10,000 円</td></tr> <tr> <td>322,000 円を超える</td><td>0 円</td></tr> </table>	<入居者（世帯）の月額所得>	<補助額（月額）>	268,000 円以下	20,000 円	268,000 円を超え 322,000 円以下	10,000 円	322,000 円を超える	0 円
<入居者（世帯）の月額所得>	<補助額（月額）>								
268,000 円以下	20,000 円								
268,000 円を超え 322,000 円以下	10,000 円								
322,000 円を超える	0 円								
担当部署	大阪府都市整備部住宅建築局居住企画課								

（２）住宅に関する租税措置について

名 称	住宅用地に対する課税標準の特例		
概 要	・ 住宅用地について、税負担が軽減される		
対 象	・ 人が居住するための家屋の敷地として利用されている土地（住宅用地）		
内 容			
	区分	固定資産税	都市計画税
	小規模住宅用地（200 ㎡まで）	評価額の 1 ／ 6	評価額の 1 ／ 3
	一般住宅用地（200 ㎡を超える部分）	評価額の 1 ／ 3	評価額の 2 ／ 3
	・ ただし、住宅用地の面積は、家屋の床面積の 10 倍まで		
担当部署	・ 総務部固定資産税課		

名 称	住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額		
概 要	・昭和 57（1982）年 1 月 1 日に存在していた既存住宅について、一定の耐震改修工事を行った場合に固定資産税を減額		
対 象	・昭和 57（1982）年 1 月 1 日以前から所在する住宅 ・耐震改修に要した費用の額が 50 万円を超えるもの ・工事によって現行の耐震基準を満たすこと		
内 容	○減額率 ・床面積 120 ㎡分までを限度に固定資産税額の 1 / 2 を減額 ○減額期間 ・令和 8（2026）年 3 月 31 日までに完了した回収は 1 年度分 ・新築住宅特例や省エネ・バリアフリー改修工事に伴う減額措置を同時には適用されず、また 1 戸についてこの減額措置の適用は 1 回限り		
担当部署	・総務部固定資産税課		

その他、固定資産税の減額の対象項目としては、以下のものがあります。

- ・住宅バリアフリー改修
- ・住宅の熱損失防止（省エネ）改修
- ・新築住宅
- ・認定長期優良住宅の新築